

令和 2 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 87 号議案～第 108 号議案

令和 2 年 11 月 26 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 87 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号)	別 冊
第 88 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 9 号)	〃
第 89 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 90 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 91 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 92 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 93 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 94 号 議案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1
第 95 号 議案	舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について	3
第 96 号 議案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
第 97 号 議案	舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
第 98 号 議案	舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例制定について	9
第 99 号 議案	舞鶴市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について	11
第 100 号 議案	舞鶴市多世代交流施設条例制定について	13

第 101 号議案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	19
第 102 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市農業公園)	20
第 103 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴親海公園の一部)	22
第 104 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市大丹生コミュニティセンター)	23
第 105 号議案	工事請負契約の変更について(次期最終処分場整備工事)	24
第 106 号議案	財産の取得について	26
第 107 号議案	財産の取得について	28
第 108 号議案	市道路線の認定について	30

第 94 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条 舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第 30 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 130」と読み替えるものとする。

第 29 条第 1 項中「第 30 条第 4 項中「職員」を「第 30 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 130」と、同条第 4 項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員」に、「とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」を「とあるのは「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第 6 条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項後段を削る。

第 29 条第 1 項中「第 30 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 130」と、同条第 4 項」を「第 30 条第 4 項」に、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、一般職職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので提案する。

第 95 号議案

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(休団)

第 4 条の 3 長期間消防団活動に従事することができない団員は、消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。この場合において、休団をすることができる期間は、休団 1 回につき、3 年を超えない範囲内とする。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、休団中の団員が復帰をしようとする場合について準用する。

4 休団中の団員が復帰をしたときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

第 12 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、休団中の団員には、報酬を支給しない。

別表第3中

出動手当	火災出動	5時間未満の出動1回につき	2,000円
	水防出動	5時間以上の出動1回につき	5,000円

「

を	出動手当	火災出動	5時間未満の出動1回につき	2,000円	に改める。
		水防出動	5時間以上の出動1回につき	5,000円	
		救助出動			

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消防団活動を継続しやすい環境を整備するため、消防団員の休団制度を導入する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 96 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので提案する。

第 97 号議案

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「件数 1 件につき」を「日 1 日につき」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 6 条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000 円)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等の業務に従事した場合の防疫等作業手当の特例を定めたいので提案する。

第 98 号議案

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例制定について

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営状況が悪化している中小企業者に対し交付する利子補給金の財源に充てるため、舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和 2 年 5 月 1 日付け府地創第 127 号・消地協第 113 号・総行政第 103 号・入管庁支第 161 号・2 文科政第 25 号・厚生労働省発会 0430 第 2 号・2 農振第 284 号・20200428 財地第 4 号・国総政第 3 号)に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をいう。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる益金は、これを予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営状況が悪化している中小企業者に対し交付する利子補給金の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営状況が悪化している中小企業者に対し交付する利子補給金の財源に充てるため、舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金を設置したいので提案する。

第 99 号議案

舞鶴市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 舞鶴市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(分担金等に係る規制等に関する条例の一部改正)

第2条 分担金等に係る規制等に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(舞鶴市介護保険条例の一部改正)

第3条 舞鶴市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸

付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の舞鶴市国民健康保険条例附則第11項の規定、第2条の規定による改正後の分担金等に係る規制等に関する条例附則第4項の規定、第3条の規定による改正後の舞鶴市介護保険条例附則第9項の規定及び第4条の規定による改正後の舞鶴市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正による市税に係る延滞金の割合等の特例の見直しに準じ、国民健康保険料等に係る延滞金の割合の特例に係る文言を整理したいので提案する。

第 100 号議案

舞鶴市多世代交流施設条例制定について

舞鶴市多世代交流施設条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市多世代交流施設条例

(設置)

第 1 条 子どもから高齢者までの全ての市民の世代を超えた幅広い交流及び社会的活動への参加を促進し、もって心豊かに暮らすことのできる地域社会の形成に資するため、舞鶴市多世代交流施設(以下「多世代交流施設」という。)を舞鶴市字溝尻 150 番地 11 に設置する。

(事業)

第 2 条 多世代交流施設は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世代間交流に関する事業
- (2) 教育、学術及び文化に関する事業
- (3) 生涯学習に関する事業
- (4) 地域コミュニティに関する事業
- (5) 高齢者の健康増進に関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第 3 条 多世代交流施設に次の施設(以下「施設」という。)を置く。

- (1) 多目的室 1
- (2) 多目的室 2
- (3) 会議室 1
- (4) 会議室 2

- (5) 会議室 3
- (6) 会議室 4
- (7) 和室
- (8) 視聴覚室
- (9) 料理室

(開館時間及び休館日)

第4条 多世代交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 多世代交流施設の休館日は、規則で定めるものとする。

(利用承認)

第5条 施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、同様とする。

2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、市長が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。

3 市長は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。

(利用承認の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他施設等の管理運営上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。
- (2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。

- (3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。
 - (4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。
 - (5) 施設等の管理運営上支障があるとき。
- 2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(入館の制限等)

第11条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、多世代交流施設への入館を拒み、又は多世代交流施設からの退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)を定める規則の公布の日から施行する。

(施行日前における利用承認手続)

2 この条例の規定による施設等の利用承認手続については、施行日前においても行うことができる。

(舞鶴市老人福祉センター条例の廃止)

3 舞鶴市老人福祉センター条例(昭和55年条例第8号)は、廃止する。

(重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第23号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 多世代交流施設

(舞鶴市公民館条例の一部改正)

5 舞鶴市公民館条例(昭和51年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

別表第1 舞鶴市東公民館の項を削る。

別表第2 第1項の表舞鶴市東公民館の部を削り、同表舞鶴市西公民館の部ホールの項を次のように改める。

	円	円	円	円
ホール	2,800	3,750	3,750	10,300

別表第2 第5項中「、第2項の規定により算出した額の」を「第2項の規定により算出した額の」に改める。

(環境整備施設の設置及び管理に関する条例)

6 環境整備施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「舞鶴市東公民館大波上集会所(以下「大波上集会所」という。)」を「大波上集会所」に改める。

別表(第8条関係)

多世代交流施設使用料

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用時間区分			
	午前 (午前 9 時から 正午まで)	午後 (午後 1 時から 午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から 午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から 午後 10 時まで)
	円	円	円	円
多目的室 1	2,850	3,850	3,850	10,550
多目的室 2	3,900	5,200	5,200	14,300
会議室 1	550	700	700	1,950
会議室 2	1,050	1,400	1,400	3,850
会議室 3	750	1,000	1,000	2,750
会議室 4	750	1,000	1,000	2,750
和室	1,200	1,600	1,600	4,400
視聴覚室	2,700	3,600	3,600	9,900
料理室	2,200	2,950	2,950	8,100

2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

3 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、第 1 項の基本額の 5 割相当額とする。ただし、1 時間を単位として利用する場合を除く。

4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、第 1 項の基本額又は第 2 項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が 1,000 円未満	12 割
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割
入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割

入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割
入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割
営利・営業・宣伝等の目的	15 割

- 5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第 1 項の基本額又は第 3 項若しくは前項の規定により算出した額に第 1 項の基本額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあっては、第 2 項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。
- 6 利用時間を超過した場合の使用料は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあっては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあっては、その直前の 1 時間当たりの使用料相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 7 第 2 項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 8 附属設備の使用料の額は、規則で定める。

提案理由

子どもから高齢者までの全ての市民の世代を超えた幅広い交流及び社会的活動への参加を促進し、もって心豊かに暮らすことのできる地域社会の形成に資するため、舞鶴市多世代交流施設を設置することとし、必要な事項を定めたいので提案する。

第 101 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「利用して、」の右に「利用者操作用端末機(市の窓口に設置する端末機であって、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)又は」を加える。

第 14 条第 1 項中「申請」の右に「又は同条第 3 項の規定による申請(利用者操作用端末機によるものに限る。)」を加え、同条第 2 項中「申請」の右に「(多機能端末機によるものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。

提案理由

市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、市の窓口に設置する利用者操作用端末機により、個人番号カードを利用した印鑑登録証明の申請を可能としたいので提案する。

第 102 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

- 1 施設の名称及び所在地
名 称 舞鶴市農業公園
所在地 舞鶴市字瀬崎地内
- 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 株式会社農業法人ふるる
代表者 代表取締役 秋 安 俊 豪
所在地 舞鶴市字瀬崎 60 番地
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市農業公園の指定管理者を指定したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 103 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴親海公園(舞鶴親海公園海釣護岸、漁村活性化センター等)の一部
所在地 舞鶴市字千歳地内、同地先

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社農業法人ふるる
代表者 代表取締役 秋 安 俊 豪
所在地 舞鶴市字瀬崎 60 番地

3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴親海公園(舞鶴親海公園海釣護岸、漁村活性化センター等)の一部の指定管理者を指定したいので提案する。

第 104 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市大丹生コミュニティセンター

所在地 舞鶴市字大丹生 212 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 西大浦産業株式会社

代表者 代表取締役 堂 本 宗 明

所在地 舞鶴市字千歳 352 番地の 2

3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市大丹生コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 105 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

次期最終処分場整備工事

2 変更前契約金額

1, 294, 812, 000 円

3 変更後契約金額

1, 512, 028, 400 円

4 契約の相手方

りんかい日産・アトラス・水嶋工業特定建設工事共同企業体

代表者 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 229 番地 2

りんかい日産建設株式会社京都営業所

所長 藤丸 忠夫

構成員 舞鶴市字京田 63 番地

株式会社アトラス

代表取締役 水嶋 守

構成員 舞鶴市字高野由里 379 番地の 1

株式会社水嶋工業

代表取締役 水嶋 美奈子

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

次期最終処分場整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 106 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 取得する財産(動産)

高規格救急自動車 1 台

2 取得の方法

指名競争入札

3 取得価格

33,330,000 円

4 取得の目的

新型コロナウイルス感染症対策消防施設整備事業に必要なため

5 取得の相手方

綾部市本町 7 丁目 67 番地の 2

大槻ポンプ工業株式会社

代表取締役 大槻 浩平

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策消防施設整備事業に係る高規格救急自動車を取得したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

第 107 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 取得する財産(動産)

舞鶴市テレワーク環境構築業務に係る委託契約において取得する財産

名称	数量
仮想クライアント用サーバ	6 台
リモート接続ツール	80 セット

2 取得の方法

一般競争入札

3 契約金額

41,690,000 円(うち財産の取得価格 26,921,840 円)

4 取得の目的

新型コロナウイルス感染症対策市役所機能強化事業に係るテレワーク環境の構築のため

5 取得の相手方

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8

NEC ネットエスアイ株式会社京滋支店

支店長 磯野 文明

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策市役所機能強化事業に係るテレワーク環境を構築するため財産(仮想クライアント用サーバ及びリモート接続ツール)を取得したいので提案する。

第 108 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 26 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
小倉団地 6 号線	舞鶴市字小倉小字万丁 303 番 82	から
	舞鶴市字小倉小字五反田 280 番 87	まで

提案理由

小倉地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)